

第 1 1 回 国立市まちづくり審議会会議録

| | |
|-------------------|---|
| 日 時 場 所 議 題 | 令和元年 1 2 月 1 7 日 (火) 午後 6 時 3 0 分 ~ 午後 8 時 2 9 分 市役所 1 階 東臨時事務室 1 . 報告 (仮) 国立市景観づくり基本計画素案について 2 . その他 |
| 出席委員 (敬称略) | 福井会長、大木委員、中森委員、観音委員、田邊委員、齋藤委員、北島委員、 喜連委員、山川委員 |
| 委託業者 | 株式会社石塚計画デザイン事務所 |
| 事 務 局 | 江村都市整備部参事、町田都市計画課長、秋山指導係長、川島主事、土田主事 |
| 傍 聴 者 | 0 名 |

第11回 国立市まちづくり審議会

福井会長 : 皆さん、こんばんは。定刻になりましたので、ただいまから第11回の国立市まちづくり審議会を開催いたします。本日は年末のご多忙のところ、ありがとうございます。

開会に先立ちまして、市側を代表しまして、都市整備部参事からご挨拶をいただきます。お願いいたします。

事務局 : 改めまして、皆様、こんばんは。本日は、年末のお忙しい中、第11回の国立市まちづくり審議会にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。また、日ごろより国立市政にご指導、ご協力を賜りまして、感謝申し上げます。

さて、本日の審議会でございますが、既にご案内しておおり、報告事項として、(仮称)国立市景観づくり基本計画の素案を報告させていただく予定です。こちらは前回、第9回の審議会のときに素案の案という形で報告をさせていただいておりました、その後検討を進めまして、このたび素案という形でまとめましたので、改めてご報告をさせていただくものでございます。今後、市民説明会やパブリックコメント等の実施を予定しております。また、委員の皆様が一堂に会して意見を述べることのできる機会としては今回が最後となりますので、よろしくご審議のほどお願いしたいと考えております。

簡単ではございますが、挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

福井会長 : どうもありがとうございました。

委員のご出席ですけれども、倉本委員、桂委員、西村委員、田中委員からはご都合により欠席というご連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。

ただいまの委員の出席数は9名ということですので、したがって、条例第56条第5項の規定に基づいて過半数に達しておりますので、これより会議を進めさせていただきます。

それでは、事務局から本日の配付資料を確認していただきたいと思っております。お願いいたします。

事務局 : それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

まずは事前に郵送させていただきました基本計画の冊子になります。また、本日机の上に配付させていただいております当日配付資料1、A3のものが1枚、当日配付資料2、当日配付資料3、以上3点になります。不足等ございませんでしょうか。

福井会長 : 不足等ございませんか。

では、初めに、本日の審議会の公開について確認させていただきます。今日は具体的な個別の議論はございませんので、公開するという形で進めることにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

福井会長 : ありがとうございます。では、本日の審議会は公開とさせていただきます。

それでは、事務局から資料の説明をお願いいたします。

事務局 : それでは、資料説明をさせていただきます。

資料説明に入る前に、先に改訂の取り組み状況について簡単にご説明をさせていただ

きます。

本計画は、このたび素案という形でまとまりましたので、本日、審議会のほうで報告をさせていただくこととなったんですけれども、それに先立ちまして、12月13日に、議会への報告ということで建設環境委員会に報告をさせていただきました。また、今後の予定といたしまして、12月21日に市民向け説明会を開催いたします。また、あわせて12月20日から1月15日までパブリックコメントの募集を行います。それらを踏まえたもので修正をさせていただきまして、今後案として取りまとめ、2月13日のまちづくり審議会にて諮問させていただき、年度内で改訂を行いたいと考えております。

それでは、改めて資料説明をさせていただきます。

まず最初に、資料1をご覧ください。こちらが現段階の景観計画の素案となっております。本案はページ数が非常に多いため、本日、当日配付資料1ということで概要を示したものをお配りさせていただいておりますので、そちらをもとに説明をさせていただきます。必要に応じて素案を用いてご説明させていただきます。

それでは、当日配付資料1をご覧ください。順番にご説明をさせていただきます。

1番目ということで、計画名称の変更になります。本計画の名称は「国立市都市景観形成基本計画」でございましたけれども、こちらを仮称ではございますけれども、「国立市景観づくり基本計画」といたしまして、サブタイトルといたしまして、「国立の素晴らしい景観を後世に引き継ぐ」とさせていただきたいと考えております。

名称変更の理由でございますけれども、平成8年に現行計画を策定し、景観行政に取り組んでまいりましたけれども、現行計画のほうがどちらかというと行政が行うことを主に記載された計画であったということと、また、当時の状況から、景観保持を目的とした側面が強い計画となっております。しかし、国立市をよりよい景観にしていこうと思ったときに、行政の取り組みだけでは限界があるということで、市民の皆様や事業者の方も一丸となって広く取り組む協働が重要であると考えております。そのため、より親しみやすい名称となるよう、「(仮称)国立市景観づくり基本計画」とさせていただきました。

また、サブタイトルにつきましては、前回の審議会の中でもご意見をいただいておりますので、それらを踏まえ検討を重ねた結果、「国立の素晴らしい景観を後世に引き継ぐ」とさせていただきました。

素案の2ページをご覧くださいませでしょうか。こちらの下段、下から半分のほうに、名称変更の詳しい理由については記載をさせていただいております。

それでは、当日配付資料1にお戻りください。続いて、改訂のポイントを4つご説明させていただきます。

ポイントの1つ目ですけれども、改訂の位置づけについてでございます。本計画は、名称変更こそ行う予定ですが、あくまで現行計画における理念や考え方を継承した改訂版の位置づけとなっております。

ここで素案の4ページをご覧くださいませでしょうか。4ページの下段、真ん中から下のほうに図がございますけれども、こちらに条例や本計画、それから、諸計画との関連性を示した図がございますけれども、この図にありますように、本計画は都市景観形成

条例に基づく基本計画ということで位置づけております。また、改訂に当たりまして、現行計画策定後に策定されました都市マス等の関連計画との整合性を図るとともに、景観法や東京都の景観計画を踏まえ時点修正をさせていただきました。

それでは、再び当日配付資料1にお戻りください。改訂のポイントの2つ目になりますけれども、国立市の考える景観の定義を明らかにさせていただきました。市の現行計画はもちろんのこと、景観法の中でも景観とは何かといった定義がないことから、改めて市の考えを整理し定義するとともに、景観づくりの対象を確認しましたということになっております。

今度は素案の8ページをご覧くださいませでしょうか。市が考える景観とは何かを記載しておりますということで、8ページの文章の緑色の文字で書かれた部分になるんですけれども、景観とはということで、建築物や道路などのデザインや形のように目に見えるものだけでなく、五感で感じるものや心象風景を含むということにしております。また、景観づくりの対象は公的空間だけでなく、公的空間から見える沿道空間についても含まれるという形にいたしました。これは、景観というのは公的な空間のみで構成されているわけではないということから、公的な空間から見える空間については、私たちみんなの共有財産であるという考えのもと、みんなで景観づくりに取り組むことが重要と考えるからでございます。

それでは、再び当日配付資料1にお戻りください。3つ目のポイントになります。景観資源の再整理についてです。現行計画の中でも国立市の景観特性は示しておりますけれども、それが何なのかというのは一言であらわすことがなかなか困難なため、国立らしさを5つの構成要素に分解し、景観資源についても新たに整理を行いました。

素案の12ページをご覧ください。今回、市の景観資源を改めて確認した結果、市の景観は大きく「自然」、「みち」、「歴史・文化」、「くらし」、「なりわい」の5つの構成要素に整理ができるんじゃないかということになりました。13ページ以降に、今説明をしました5つの構成要素の中にどのような景観があるのかということに記載させていただいております。

それでは、再び当日配付資料1にお戻りください。4つ目のポイントということで、景観づくりの取り組みについてです。4番目については、ポイントがさらに4つございますということで、まず黒ポチ1つ目になりますけれども、こちらは国立市の将来像と目指す方向性を明らかにしたということでございます。素案の32ページと33ページをご覧ください。33ページの上段になるんですけれども、景観づくりの将来像として、「都市とみどりが共存した美しい文教都市くにたち」とさせていただいた上で、将来をイメージするイラストを掲載いたしました。加えて、景観づくりの方向性として、32ページの下段になるんですけれども、こちらに6つの方向性を示しております。こちらは現行計画の第2章、それから、第3章に記載されていたものを統合して再整理をさせていただきました。各方向性の内容につきましては34ページ以降でご説明をするとともに、地域ごとの指針につきましては37ページ以降の第3章で、また、それらに対して具体的に何を行っていくのかということにつきましては、60ページ以降の第4章でご説明をしております。

それでは、当日配付資料1にお戻りください。4つ目のポイントの黒ポチの2つ目になりますけれども、こちらは地域別の景観づくりの方針を示すことで、地域特性に応じた景観方針を明らかにしたということが特徴となっております。素案の38ページをご覧くださいませでしょうか。現行計画においては、第3章の中で地区類型別の方針が示されておりましたが、それらが市内のどこに該当するのかということが明示されておりませんでした。そのため、地区の分類方法を見直しまして、都市マスに倣い市内を4つの地域に分けて、地域ごとに記載いたしました。39ページ以降に各地域の目指す方向性を記載しておりまして、このことによりまして、市民が自分たちの住んでいる場所について、どのような景観づくりの方針になっているのかということがわかるようになりました。

続きまして、56ページをご覧くださいませでしょうか。こちらに市内全域の景観づくりの方針図をお示ししております。

それでは、再び当日配付資料1にお戻りください。4つ目のポイントの黒ポチの3つ目になります。こちらは新たに設定した国立市の将来像及び地域別の景観づくりの方針を実現するための方策をまとめましたということになります。素案の60ページをご覧くださいませでしょうか。こちらのほうに、第2章で定めた6つの方向性について、それぞれどのような取り組みで実現を目指すのか、その主な取り組みと推進体制をまとめております。一例になりますけれども、方向性1の景観資源の保全と資源を核にした地域の魅力づくりとして、景観重要資源の保全と魅力の向上や、視点場の保全と活用の取り組みで実現を目指していきたいと考えております。

再び当日配付資料1にお戻りください。4つ目のポイントの黒ポチ4つ目になります。こちらは今後の具体的な取り組みになります。まずガイドラインの作成に取り組みたいと考えております。基本計画は、計画の性質上概念的な記載になっている部分が多いということもございますので、ガイドラインを作成しまして、具体的でわかりやすい内容をお示ししたいと考えております。また、重点地区、現在指定された地域もございますけれども、候補地という形にとどまっている地域もございますので、そのような地域についても指定に向けて積極的に取り組みたいと考えております。そのため、従来の冊子では別冊となっておりました重点地区についても、今回、第2部という形で記載をさせていただいておりますので、それらを踏まえてよりよい景観づくりの実現方を検討してまいりたいと考えております。

そうしましたら、また再びになりますけれども、当日配付資料1にお戻りください。今度はA3の紙の右側になります。こちらが現行計画と改訂後の目次を比較したものになります。このように、こちらをご確認いただきますと、既存計画につきましては、しっかり現行の各章に継承されていることが確認できるかと思います。

以上が素案と当日配付資料1の説明になりますけれども、事務局としては、今回の計画の根幹にかかわる計画名称とか景観の定義、それと5つの景観要素、以上の3点につきましては、審議会の中でも、できましたら特に意見を賜りたいと考えております。

続きまして、当日配付資料2をご覧くださいませでしょうか。A3のものになります。こちらは以前の審議会の中でご意見をいただいたものの中で、回答を当時保留にしたも

のや、今後検討しますという形で返答したものに対する現時点での市の見解や対応を記載しております。下の4つ、ナンバー6番、9番、11番、13番、左に番号が振ってあるんですけども、この4つにつきましては、今回の素案の中でも意見に対して十分に反映できていないところがございますので、本日の審議会でご意見を賜ればありがたいなと思っておりますし、また、こちらの意見をくださった委員さんとお話をさせていただきまして、内容を詰めた上で、今後反映していきたいと考えております。

続きまして、当日配付資料3をご覧ください。こちらは本審議会と景観形成基本計画の関係の概要を示したものになります。簡単に申しますと、なぜ本審議会での景観計画の審議を行うのかということをお示ししたことになります。

まず、本審議会の名称がまちづくり審議会となっておりますけれども、この審議会はまちづくり条例と都市景観形成条例の両方に位置づけられた審議会となっております。審議会としては、主に市内で大規模な開発案件が出た場合に市のほうから諮問させていただいて、答申という形でご意見を賜ることが多いかと思えます。また、それ以外にも、都市景観形成基本計画を改訂する場合に意見を聞くことがございまして、計画を定める場合に、条例の中で審議会に意見を聞かなければならないという形で定められております。さらに、基本計画の中には、景観づくりのために重点地区や重要景観資源等の指定を目指していくという方針が示されてございまして、それらを指定する場合にも審議会の中でご意見を伺うこととなります。

また、今後のお話になるんですけども、基本計画策定後、ガイドラインのほうを策定したいと考えてございまして、策定に当たっては審議会の中でご意見を賜ることになりますし、また、それが策定された暁には、審議会における大規模案件の景観構想届の審議においても活用が見込まれることになるのではないかと考えております。

資料説明は以上となりますが、今回が審議会として修正可能な意見を賜れる最後の機会という形になりますので、ぜひ忌憚のないご意見を賜ればと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

福井会長 : ありがとうございます。

すいません。少し前後しましたが、本日は素案に関して質疑応答を行うために、景観計画の委託業者であります株式会社石塚計画デザイン事務所の方にお越しいただいておりますので、よろしくお願いいたします。

委託業者 : よろしく申し上げます。

福井会長 : 今ご説明いただきましたけれども、事務局からは、かなり大部なものですけれども、景観計画の素案についてご説明いただきました。繰り返しになりますけれども、審議会としてまとめた時間をとって意見を述べるのは今回が最後ということですので、ぜひ忌憚のないご意見をいただきたいと思っております。

ポイントは、先ほどの当日配付資料1にもございましたように、まずは計画名称の変更についてというのがあります。2つ目が、市が考える景観の定義についてというものがございました。それから、景観の構成要素として5つを整理したということについて、これも大きな3点の変更でしたので、特に審議会でご意見いただきたいと事前に聞いております。それから、当日配付資料2のほう、以前の審議会でもいただいたご意見について

の対応についても、これで十分かどうかということについては改めてご意見をいただきたいということでございます。3つ目、当日配付資料3がなかなか難しい資料なんですけれども、今回の景観づくり基本計画が何を担うのか。まちづくりに関して色々必要なことは沢山ありますが、全部を基本計画に盛り込むわけにはいかないの、それについて整理をしていただくということで、この資料3を作成していただきましたので、そのようにご理解いただければと思っております。

本日の進め方ですけれども、まずは事務局のほうで確認をしたいという3つ、名称と、景観の定義と、それから構成要素は5つでいいかということについてご意見を伺いたいと思っております。その後に細かなご意見をいただきたいということで、整理して行いたいと思います。

皆様のご意見を伺う前に、本日ご欠席の委員の方から事前にご意見をいただいておりますので、それをご紹介いただけますでしょうか。

事務局 : 本日欠席の倉本委員からご意見をいただいておりますので、紹介させていただきます。いただいた文章をそのまま読み上げます。

「細かいことですが、東京都の谷保の城山歴史環境保全地域と国立市の城山公園が混同されていると感じました。すぐ近くですが別の場所ですということでご意見をいただいております。」

こちらについては、素案の14ページをご覧くださいませでしょうか。中央部分に城山公園ということで、五角形のような形の緑の部分があるかと思うんですけれども、この位置が城山公園ではなくて、これは東京都が定める城山歴史環境保全地域の印ではないかということでご意見をいただいております。こちらについては倉本委員のご指摘のとおりかと思っておりますので、事務局のほうで今後修正をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

福井会長 : わかりました。

それでは、まず名称からいきましょうか。名称についてですけれども、資料1の表紙と当日配付資料1の頭のほうにあります。名称を「国立市景観づくり基本計画」、副題として、「国立の素晴らしい景観を後世に引き継ぐ」に変えるということですが、これについてご意見ありましたら、お願いいたします。

田邊委員、お願いします。

田邊委員 : この副題なんですけれども、「国立の素晴らしい景観を後世に引き継ぐ」ということで、すばらしいというのはかなり主観的な言葉で、人それぞれ違ったすばらしさの概念があると思うんです。この計画書を読んでいくと、どのようにすばらしいかというところを、都市と緑が共存したという点をもってすばらしいと言っているの、そういうすばらしさの定義をきちんとしておかないと、人それぞれの誤読を招きかねないのではないかとということで、少し主観的な部分を調整したらどうかなという気がします。

福井会長 : ありがとうございます。私もそう思いました。何が大事かということを示さないと、見ていてすばらしいのはすばらしいんですけれども。国立の景観が難しいのは、わりと地域差があって、単一の景観ではないので、それを説明するのが少し難しいのかな

と思ったんですが、やはり「都市とみどり」というのは大変大事なキーワードなので、せめてそういうキーワードを取り入れてしまったほうがいいです。

ほかに、タイトルについてご意見いかがでしょうか。

大木委員、お願いします。

大木委員 : 私も副題が少し気になっています。最後の終わり方で、今ある景観を後世に引き継ぐ、それ自体は悪いことではないと思いますが、新たにつくったものを育てていくという概念がこの言葉には感じられないので、例えば「育む」のような、将来を見据えて今の景観をよりよくしていくという前向きな言葉も入ったほうが良いのではないかと思いました。

福井会長 : ありがとうございます。おっしゃるとおりですね。

ほかにいかがでしょうか、タイトルについて。

今の意見、変えようがないかもしれませんが。どうですか。

メインタイトルのほうは特にあれですね。「景観形成基本計画」が「景観づくり」になっているのは、まちづくり条例との絡みを意識して「づくり」を入れているんですか。そういうことではない？

事務局 : 必ずしもそういうことではなくて、名称をわかりやすくしたいということで、「形成」という言葉が少し難しい言葉なんじゃないかと思ひまして、今回、協働というしっかり市民の方とも一緒にやっていきたいと思いますということを言うときには、やはり計画名称もわかりやすい名称にしたほうがいいたろうということで、このような名称とさせていただきます。

福井会長 : わかりました。

喜連委員 : 「国立市都市景観形成条例」は、法令だから名称は変えないと。それに基づいて、もっと市民参加の計画名称になったということですね。

事務局 : そうですね。条例は条例で定まっている名称なので、現段階で直に見直しとかいうことはないことになっています。

喜連委員 : わかりました。

事務局 : 基本計画については、条例の中で「都市景観形成基本計画を定める」という書き方をされているんですけども、その名称との齟齬はないということで確認をとっています。あくまで条例の中でうたっている計画名称というのは、そういう景観の計画を定めなさいというだけで、条例の中で名称まで定めたものではないということで確認をとっておりますので、今回の計画の中できちんと条例に基づいてこの計画を定めますということをしかりうたってあれば、それで条例上問題ないということは確認しております。

福井会長 : ありがとうございます。そうすると、副題は「国立の都市とみどりが共存した景観を守り育てる」みたいな形になるんですかね。

北島委員 : 「つくり育てる」じゃないですか。あえて将来のことも含めると、守りになっちゃうとまたもとに戻ってしまうので。

福井会長 : それをここで確定させるか、そういう趣旨だということで事務局で改めて検討していただくかはお任せしたいと思うんですけども、ここで決めないほうがいいですよ。

事務局 : そうですね。今日結論というとなかなか厳しいかと思ひますので、いただいたご意見をもとに事務局のほうで再度検討させていただきたいと思ひます。

- 福井会長 : タイトルについては「都市とみどり」という言葉を入れて、すばらしいという評価ではなくて、対象というか、価値をあらわすキーワードをちゃんと入れるということと、ただ保全ということではなくて、継続的に育てていくというニュアンスを入れていただきたいというご意見だったかと思います。よろしくお願いします。
- 観音委員 : すいません、細かな言葉ですが、「後世」とありますね。後世の反対は前世ですよ。あなたの前世はどうだったとかというのと一緒であまりいい言葉ではないと思います。未来とか、将来とかのほうがいいのではないかという意見です。
- 福井会長 : なるほど。つくり育てると、そもそも将来の意味合いが入っているんで、後世とか将来と入れなくて済んでしまうかもしれないですね。その辺も検討していただければと思います。ただ、後世というと、すごく遠くな感じがしますよね。
- 観音委員 : 前世があって、後世という感じだから。
- 田邊委員 : 自分たちがいない世界。
- 福井会長 : そう。いない世界なので、やっぱり。
- 山川委員 : いや、次の世代という意味でしょう、後世は。でもまあそうですね。
- 福井会長 : よろしいですかね、タイトルについては。では、次が景観の定義ということで、これが、素案の8ページですけれども、緑のところ。「景観とは建築物や道路などのデザインや形のように目で見えるものだけでなく、五感で感じるものや心象風景も含まれます」ということと、それを前提にして、次の緑の文字で、「公的空間だけでなく、公的空間と一体となった範囲を景観づくりの対象とします」と、これを宣言といいますか、定義づけているわけですが、これについてご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。田邊委員、お願いします。
- 田邊委員 : 念のための確認なんですけれども、ここで視景観だけではなくて、音とか香りというような部分が含まれているんですけれども、例えば、騒音の問題が景観の守備範囲として持ち込まれるということはないという考えでいいのか、あるいは臭気の問題とか、それも含まれるとなると、それもここで取り扱うことになるのかどうかというのを一応確認しておきたいんですけれども。
- 事務局 : 取り扱いとしては、そういったものは取り扱わないと考えております。ここで言っている五感で感じるというのは、例えば、お祭りの中でする太鼓の音とか、そういうものを想定して語っているんですけれども、景観としてはそれなんですけれども、景観づくりとしては、あくまで目に見えるところについて取り組んでいきたいと思いますという形で宣言をさせていただいております。
- 田邊委員 : その辺の整理ができていれば、特に問題はないと思うんですけれども。
- 福井会長 : 騒音の話は騒音規制法とか、そちらで検討していただくということで。
- 齊藤委員 : 臭気というのは、例えば工場などの嫌悪施設とか、そういったものも含まれるということですか。またそれは別の話になりますか。
- 事務局 : それはまた別のお話だと思います。
- 齊藤委員 : 都市計画のほうの話ということですね。
- 事務局 : 事務局ではそう考えています。
- 福井会長 : 逆に、景観として価値を見出したいような音とか香り、今そういう話がありましたけれ

ども、香りについては何かあるのでしょうか。

事務局 : 花の香りなんかはまさに代表的な例かなと思います。

北島委員 : この範囲内、今回の条例の中で、例えばこの冊子の中にでも、東京都管理の石田大橋について出ていますけれども、東京都の施行するものの範囲というのは含まれると考えていいんですか。条例では、東京都の行動はなかなか規制できないかなとは思っています。相談事はできるかもしれませんが。

事務局 : 東京都の道路にしても、国道に関しましても、そういったものをこういうふうに整備していただきたいという思いは当然含まれております。橋の景観や、甲州街道など、そういったものでも挙げさせていただいておりますので、その辺は別に含まれている形でございます。

北島委員 : なるほど。ありがとうございます。

福井会長 : ただ、それが具体的な協議で上がってくるかということ、それはわかりません。

事務局 : 例えばですけれども、甲州街道なんかは今、交通量が減ってくれば2車線にして、歩道を広げてという検討もありますので、そうすると、こういったデザインの道路づくりをしていくかというときに、その辺りを協議の中で整合性を図っていくようこの基本計画の中でも記載させていただいております。

北島委員 : ありがとうございます。

福井会長 : 具体的な対象としては、特に2つ目の文章が大事で、国立としては景観づくりの対象は、当たり前と言えば当たり前ですが、私有財産のことまで含みますよと。それはここにおける景観に関する取り組みの経緯も踏まえると当然のことなので、それを宣言するというのはとても大事なことではないかなと思っています。わりとこうやってちゃんと図にしているのもあまり見ないような気がするので、これはおもしろい図かなとは思いません。喜連委員、お願いします。

喜連委員 : 「沿道空間」の後に、あえて「半公的空間」と括弧づけで入っていますが、気持ちはわかりますが、この半公的という厳密な意味が、これを入れると、ある程度の沿道空間のいろんな建築物についても、ガイドライン等で多少のほかの地域よりも規制を受けるといふことのニュアンスを含んであるのかどうかという、この辺りを確認したいんですが。

事務局 : ガイドラインを作成していく過程の中で、沿道の建築物についても何らか考え方は示していきたいとは思っていますが、確かに今ご指摘があったような半公的空間というのが、少し言葉としては強いんじゃないかというのは事務局としても考えておまして、景観づくりの対象範囲を見直すということは考えてはいませんが、半公的空間という言葉のあり方については、事務局としては今後検討していきたいと考えています。

福井会長 : この図で言うと、個人の家が半公的空間と書いているようになっていて、それはやはり強い印象を受けますが、逆の、右側のおそらく商業ビルで、1階が不特定多数の人が入るところを半公的空間と記載していることにはあまり違和感はないですが、それがあいているスペースに書いてあるせいもあって、そういう意味では強く見えているというところはあるかもしれません。

喜連委員 : 突き出し看板なんかも規制を受けることになりますね。

大木委員 : この図の中で、半公的空間と私的空間の間に線が引かれていて、この私的空間にはいっ

さい干渉しませんよというふうに見受けられます。でも、景観というものを心象風景も含めた広い範囲の概念と考えると、おそらくそうはならなくて、例えば、建物の照明とか、建物や屋根の形状なども含めて景観づくりというものを考えていくべきなのかなと思います。いわゆる沿道空間と言われているところだけ対象にしてしまうと、表面上の仕上げというか、最後のお化粧ぐらいが民間の敷地内と言えることですよというふうに分たちで線を引いてしまっているようになってしまう気がします。

表現としては非常に難しいとは思いますが、あまり私的空間とはっきり書かずに、あくまで主対象は見えてくるところではあるのですが、中の使い方も含めて考えていくところをニュアンスとして受け取れるように、線の表現をもう少し弱めるなどしていただけるといいかなと思いました。

福井会長 : なるほど。そうですね。観音委員、お願いします。

観音委員 : 大木委員の意見に近いですが、よく言われるシャッター通りがありますね。ぱしっとシャッターで私的空間と沿道空間をシャットアウトしたときに、非常に殺伐とした風景を現出すると思うんですよ。ヨーロッパとか、アメリカに行ってみますと、おそらくそういうコードがあるんだと思いますが、ガラスでショーウィンドーだけは電気がついて、真夜中でもずっとついてるんですよ。やはりそういうことを決めておかないと、要するに、夜が非常に殺伐としたものになってしまうんじゃないかなと。

だから、一概に私的空間だからといって、シャットアウトしていいものかというのは言えるんじゃないかなと。だから、魅力的な景観づくりには私的空間の協力も必要ではないかなと思います。

福井会長 : 所有関係みたいなことで私的、公的というよりは、道路の空間にどう貢献するかという視点で書き直したほうがきっといいんでしょうね。

中森委員、お願いします。

中森委員 : 私も今の議論の中では、少し意見が反対方向なのかもしれませんが、例えば、半公的空間、沿道空間、今、半公的空間という言葉は強いのではないかといいところもありましたけれども、確かにそういうふうには思っていて、今この計画というのは、市の規制と不可分な状態になっているわけですよ。やはりどうしても個人の自由というのは原則としてありますから、あまり私的空間と言われるもの、建物の中とか、そういうものにまで公的な権力が介入してくるという件になりかねないので、正直そういうところは少し禁欲的であっていただきたいと。

逆に、今、沿道空間というものも、図の中で言うと明らかに、例えば塀の内側とかですかね、外から見えないんじゃないかというようなプライバシー権がかなり高く確保されるべき空間についてまで半公的空間だというふうになってしまうと、規制としては非常に強いものになってしまうんじゃないかと。これだけの規制をするのであれば、逆に言うと、それだけの強い法的な立法事実とか根拠というのは必要になってくると思いますので、少しそこは禁欲的でもいいのかなとは思いますが。

福井会長 : そうですね。なかなか難しいところですけどね。どうしましょうか。

大木委員 : 今のご意見に対して私の考えで申し上げますと、私的空間に対して規制をしようとしているわけではないと思っています。例えば大規模開発に関するものは、規制というの

が部分的に入ってくるというのは事実だと思いますが、全てのものに対して、国立市のほうから景観づくりに協力しろという圧力というか、法的根拠に基づいた規制をかけるということでは基本的にはなくて、みんなで1つの景観づくりをしていきましょうという、ある種啓蒙的な部分での意味合いが強いのではないかと思います。景観づくり基本計画と言おうとしているところでもあり、どこまでを対象として考えますというところの最初のページで書くものなので、範囲は広く捉えておいたほうがいいのではないかと思いますという意味で申し上げました。

福井会長 : ありがとうございます。その一方で、私もどっちかというとその意見なんですけど、中森さんのおっしゃることもとても大事なことなので、対象とした後に、規制という言い方がわかりませんが、具体的にどういうことで制約がかかっていくのかということについては、この中ではどこかに対応して書いてあるところはあると思いますか。

事務局 : そこまで踏み込んだ記載はないです。

福井会長 : ないんですね。そうすると、この8ページの記述は、あくまでも我々が、この計画が取り扱う計画の範囲がどこまでかということを示すということなんですね。そういう意味と捉えたときに、この記述がどの程度におさまっておくのがいいのかということなんですけど、その前提に立つと、中森委員はどのような見解になりますか。

観音委員 : 規制というよりは協力要請だと思うんですけど、例えば、雑草を生やさないとか、あるいはもっと極端に言えば、今、ごみ屋敷問題になっていますよね。それは自分のうちの中だから、ごみを幾らそこに置いてもいいとは言えないのではないかとということで、そういうものに対して市がどのようにかかわっていくのか。

福井会長 : すいません、それは少し話がずれてしまうので、対象とする話と規制の話は別なので、そこは専門家の委員にお伺いしたいんですけども、対象として取り扱うという宣言をすることと規制の対象にすることは多分違うと思うんですけど。

中森委員 : そうですね。でも、規制というのはある種の方法論ではあると思うんですけども、やはり対象とするということの意味ですよ。そこが問題かなと思います。対象とするのであれば、それは何らかの、例えば方向性を啓蒙するという表現が今出ましたけれども、ということになると言うのであれば、じゃあ、啓蒙というのは何か1つの方向性を持って、いや、こっちのほうがいいですよと1つの価値観を指し示すということなんですけれども、それを公的権力がやるのかという形になってくると思うんですよ。だから、そういう意味で言うと、具体的な規制方法をどうするかという、もう少し前の段階、私が禁欲的と言っているのは、実際にそれをやるかどうかは別として、そういう公的権力が介入する余地というのをできるだけ禁欲的にとっておくべきなんじゃないかとは思っているんです。

これに対して同意できないような人というのは、じゃあ、この国立市の中でどうしていったらいいんだろうということになると思うんですよ。多数の人がこうだというふうに言うということは、同時に少数の人にとっては非常にプレッシャーになるわけなんです。それを公的権力である市というものがつかさどると。いや、これはやっていますよ、これは範囲の中に入ってきますよと。そうすると、その声に同意できない人はどうなるのかなと。これは協力しなきゃいけないわけという。いや、する法的義務はないですよ

と言われたとして、でも、周りのみんなはやっていますよということになってくると、じゃあ、どうするのという話になってくると。それは法的には規制してないですよと幾ら言ったところで、少数の人にとってはかなりプレッシャーになることは間違いないし、事実上の規制になることは間違いないと思うんですね。なので、できるだけ取り扱い範囲自体から禁欲的に行くべきなんじゃないかという意見なんですけれども。

福井会長 : これについて、皆さん、ご意見ありますか。

喜連委員 : 私は逆だと思います。やはりまちの景観というのは、もちろん公的な部分といろんな私有財産も含めた全体の中で景観というのは形成されていくわけなので、規制は別としても、やはりさっき観音委員が言われたように、貢献するか、協力するか、いろんな表現がありますけれども、やはり一体となって景観づくりを考えなきゃいけない以上は、これを全く物理的に除外して考えるというのは、まちの景観そのものを構成する考え方から欠落するような気がしてならないんですけれども、ここら辺をどう整理するのか。

福井会長 : なかなか難しく、これは要するに、公共の福祉という話と私権の制限とのバランスなので、都市計画の制限とも同じレベルの議論なんですよ。それが景観の話都市計画と同じような形で法定の制限にするのかということまでは行ってはいないんですけれども、だんだんそれに近づいてきているというのが、実際の景観行政の実情じゃないかとは思いますが。それは例えば色の規制もそうですけど、これ以外はだめよというものもある意味、私権の制限になっていますし、緑を植えるということもそうなるかもしれませんし、瓦屋根じゃなきゃだめだとかということも多分そうですよね。

中森委員 : そうですね。だから、そこは結局、多分、高さ制限とか、広大地に関しての建築については、いろんな制限がかかるだとか、日影制限だとか、法律上、既に私権の制限をしているんですよ。

福井会長 : していますね。

中森委員 : その中で、我々としての見解ですけど、基本的に、基準になっているのは、やはり外見上見えるかどうか、完全なる公的空間である公道から見えるかどうかということが1つポイントになってきていて、例えば、最近問題になっているのがグーグルのストリートビューとかで、公道から見える空間については、みんな全世界の人が見ることができると。我々のプライバシーはどうなっているんだという話があったりするんですけど、でも、外面上から見えているところは個人のプライバシーの権利とかも含めて、少しそこは制約されてしまうところがあってもしょうがないんじゃないか。逆に言うと、それを踏み越えて、さらにライフスタイルだとか、どういう生活を送るだとか、建物の中だとかいう話になると、そこはその反面、もう少し個人の権利というのがしっかりと公的権力から守られなきゃいけないんじゃないかとは思っているんですね。そこは要保護性が非常に高いんじゃないかと。

だとすると、そこまでを取り扱いますということは、極端な言い方をすれば、市という公的権力がそこに住む個人のライフスタイルの自由というのを制約していこうとしているとも捉えられかねないのかなと。実際そこまでやらないですよと言っても、よりそういう側面から言うと禁欲的であるべきだということなので、そうすると、例えば半公的空間というところも公道から見える部分に関しては、じゃあ規制をしましょうと、ある

程度制約をしてもいいんじゃないかと。ただ、そこから踏み越えた先というのは、やはり私的空間なんじゃないのとは思うんですけどね。

福井会長 : わかりました。そうすると、おっしゃるところで私権と公的権力の境目として、外から見えるところということに関しては、ある程度折り合いをつけるということに関しては同意をしていただけるというか。

中森委員 : そこはもちろん景観である以上、外から見えるところは既に規制がかかっていますし、いいと思うんですけど。

福井会長 : なるほど。そうすると、この図がやや誤解を招くところがあって、わかりやすくしてしまったがために誤解を招く図になっている可能性はあるかなという感じがいたします。だから、見える部分、道路空間から市民が知覚できるというんですかね、そういう部分については景観づくりの対象ですよという言い方で進めたほうがよくて、この図はやや、じょうろで水やりするところまで半公的空間というか、少し踏み越えている感じは確かにするので、そこは直していただけますかね。そうすれば、観音さんのご意見も多分ここに反映させる話で、もちろんごみ屋敷はまずいし、中が汚いのも他人に迷惑をかけるので、見える部分についてはきちんと対応しましょうよということなので、そんなに違うことを言っていないとは思いますが、誤解を招かないような形で少し直していただけますか。

事務局 : 図の表現の仕方につきましては、修正をさせていただきたいと思います。

福井会長 : あと、文言としてはどうですか。よろしいですか。言葉自体は。

事務局 : 半公的空間というのは議会の中でも違和感があるというご意見が出ているので、括弧の言葉自体は今のこの審議会のご意見も聞いて削除する形で、沿道空間という言葉だけにしていくということによろしいでしょうか。

福井会長 : そうですね。そのほうがいいんじゃないでしょうか。

「私的」も取ってもいいかもしれません。見えないところが私的かどうかというのは、そもそも範疇じゃないので、パブリック、プライベートで分けていくことのほうがあんまりいい方向に行かないような、誤解を招く議論になりそうですから、そこは言葉も含めて直していただけますか。

観音委員 : この中には盛り込むことはないんですが、リサーチをしたらどうかと思うのは、外国を含めてと言ったほうがいいかな、他の自治体でそういうのをどういうふうにしているか。例えば外国に行くと、窓辺にお花を飾ることというのもあるんですよ。それによって美しい町並みとか、魅力的なまちをつくっているという自治体もありますし、それから、先ほど少し話をした雑草を生やすと罰金というのもあるんですね。いろいろそういうのがあると思いますので、あと、ミコノス島へ行くと、今度はそこら中白く塗らないといけな。これはミコノス島を美しい魅力的な島ということでアピールしていますので、そういうのは規制というのか、協力要請というのかわかりませんが、そういうことだと思うので、他にどんな例があるのかをリサーチしてもらって、日本でもいっぱいやっていると思いますので、非常に参考になるのではないかと思います。

福井会長 : ありがとうございます。じゃあ、景観の定義についてはそのようなご意見をいただいたということで、少しご検討いただければと思います。

それから次が、厚い書類の12ページです。景観の要素を5種類に分けていただいたという話ですが、こちらについて、自然、みち、歴史・文化、くらし、なりわいと分けたということに関して、これで大丈夫かということでしたが、いかがでしょうか。

北島委員、お願いします。

北島委員 : 3番の「歴史・文化の景観」のところなんですけれども、「国立の中世・近世を伝える歴史」とありますが、この中にも縄文時代の話が若干出てきたようなところがあるので、古代とかも含めて、遺跡も実際ありますので、遺跡もある意味、見に行けば景観という感覚もあるのかなと思いますので、中世というより、古代よりとか、もう少し広い範囲の含ませ方をしたほうがより特徴が強調されるのかなと思います。

福井会長 : ありがとうございます。もう少し昔から見ると。

北島委員 : はい。

観音委員 : 「中世・近世を伝える」という文言が要らないんじゃない? 「国立の歴史的資源が数多く残る」、それだけでいい。

北島委員 : 逆に入れられないほうが。

福井会長 : あと、これに関連して私のほうから質問ですが、それ以降の、明治以降というか、計画的な住宅地が展開されて以降のやつは、「歴史・文化」じゃなくて、「くらし」に入っているんですか。

事務局 : そうですね。

福井会長 : そういうことなんですね。

事務局 : 21ページのほうで。

福井会長 : でも、そこに「歴史を感じる」と書いてある。難しいですね。「歴史・文化」と「くらし」が実態と合っているのかなという気がするんです。

事務局 : 「歴史・文化」と「くらし」両方で語れるところがあって。

福井会長 : つまり、平成の国立も文化じゃないですか。それを「歴史・文化」は近世までと言ってしまうと少し違和感を覚えます。特に今暮らしている方にとっては違和感があるのかなと思ったんですが、何か文化というと古臭いものということではなくて、この地域でこうやって大学通りで暮らしていくこと自体も文化かなと思うと、この「くらし」というものが何を求めて書いているかということがややわかりづらいかなという。

事務局 : 「くらし」はどちらかというと、ほんとに日々の暮らし、生活というところの話かと思っ
ていまして、歴史や文化の中で現代に続くようなお祭りの話であるとか、それから市民まつりとか、そういったものを記載しておりますので、今を見たときには、「歴史・文化」の中にも今のものが書かれているし、「くらしの景観」の中にも今のものが書かれているということの中で、日々の生活については、「くらしの景観」の中で記載するというふうに整理されているかなとは思っています。

北島委員 : 「みちの景観」というのは甲州街道だけを指しているんでしょうか。大学通りとか、旭通り、富士見通り。

福井会長 : それは15、16ページあたりですかね。

北島委員 : 15ページの2番の「みちの景観」というやつです。

福井会長 : 17ページの図がいいですかね。

事務局 : 「みちの景観」につきましては、甲州街道だけを指したのではなくて、17ページのほうに、みちの景観の資源図ということで記載をさせていただいておるんですけども、景観上重要な通りとしては甲州街道もございまして、大学通りとか、旭通り、富士見通り、さくら通りなんかも含めて、「みちの景観」という形で整理をさせていただいております。

福井会長 : ほかにご意見いかがでしょうか。山川委員、お願いします。

山川委員 : 順番なんですけど、「歴史・文化の景観」というのは3番目に来ていますよね。直感的には1番最後かなという気もしたんですけど、「みちの景観」の次に持ってきた理由は何がありますか。

福井会長 : いかがでしょうか。まず、じゃあ、順番としてどう考えたか伺いましょうか。

委託業者 : まず、これは多分、前回のまちづくり審議会でも少しわかりづらいついてご指摘をいただいで、今シンプルに5つレイアウトしてお見せしているんですけども、最初に考えたものとしましては、視線といいますか、1番古くから国立にあるようなものがまず1番最初にあって、次に道ができて、まちの骨格ができていって、その上に歴史・文化、今も残されているものですか、もちろん新しいものもあるんですが、そういうものが連鎖していく上で、プラス、くらしとか、なりわいという日常的な景観というものを最後に持ってきたというふうに考えて作成しております。

なので、おっしゃっていた「歴史・文化の景観」がどこに行くかといつて、最後のほうがいいんじゃないかと言われると、確かにそれもあるかなというところなんですけど、日常的なもの、日々積み重ねているようなものを最後に持ってくるのか、おっしゃっていたみたいに、歴史・文化とか、その結晶というか、集まってきたエッセンスみたいなものだと思いますので、それを踏まえてできてきたというような説明にするのかというのは、それも考え方としてはあるかなと思います。

事務局 : あともう1つよろしいですか。その理由なんですけど、当日資料1の右側に、今ある現行計画の改訂前の3のところ、自然、歴史、住宅、商業という順番が既存の計画にございまして、その流れも酌んで、それとあと今説明がありました地べたの上に歴史があって、住まいがあって、商業、そういう流れがあるもので、この形、この順番にしたところもございまして。

ただ、見た目として、ご意見等がもしあれば、理由としてはそんなところですよ。

以上です。

福井会長 : いかがですか。

山川委員 : いや、そういう見方もあるかなと。

福井会長 : 大木委員、お願いします。

大木委員 : 国立らしい景観の分類をする、ここのページの役割というのは、計画の中ではどういう位置づけになっていますか。後の地域方針とか、将来像とか、そういうところにそれぞれこの5つがひもづいているのでしょうか。

福井会長 : ご説明をお願いします。この分け方が後にどう影響するのかというご趣旨ですね。

大木委員 : はい。ここで伝えたい内容が何かという話です。

委託業者 : まず、そもそも国立の景観とは何なのかというのをきちんと把握していただきたい

ということがあったので、特徴的なものをまず整理をしました。あと、もちろん1つでは語り切れませんので、できる限り整理はしましたけれども、こういうエッセンスがまず構成されているということを入念に入れていただいた上で、2章以降の計画としてどう取り組んでいくかという方針にしているんですけども、2章は全体的な方向性を示し、3章で、今度は地域別になっておりまして、よりそこで具体的に示していくんですが、そこで最後の57ページの方針図のところ、資源として整理したものを多少集約しているものもあるんですけども、2章の景観づくりの方向性というのを3つ定めていて、それがまず大枠の緑の字で書いてあるところにつながります。その中にそれぞれ関連づくものが景観資源として、さらにそれをどうしていくのかということをつないでいくというものです。

大木委員 : そうすると、基本的には、現状の国立の景観を解説するというような意味合いが強いという理解でいいですか。

委託業者 : そうですね。とはいえ解説して終わりではなく、後半の資源をどういうふうにするのか、つくるのかしていくのかというようなものにもつなげていくような形にしています。

福井会長 : ありがとうございます。よろしいですか。

大木委員 : はい。わかりました。

福井会長 : そういう前提も確認できましたところで、例えば名称がとか、順番がとか、もう少し書き加えてというような話はあまり出なくて、先ほどの古代も含めて認識できるようにということではございましたけれども、おおむねこれで大きく問題がないのであればこのままでということにしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございます。そうすると、大きいやつは大体できましたので、あと全般に関してご意見がありましたら、お願いいたします。

福井会長 : 田邊委員、お願いいたします。

田邊委員 : 一通り読んできたつもりなんですけれども、この冊子の中で、市民のアンケートの結果というのがちょいちょい出てきて、それはコラムとして取り扱われているんですけども、例えば16ページのところに、「市民意識にみる国立の景観」ということで、このアンケートの結果を見ると、周辺の環境と調和しない看板や広告、照明をなくしてほしいという市民の意見が多いんだというまとめ方になっていて、それを受けて、この計画がちゃんとその受け皿になっているかどうかというのを確認する必要があるのではないかと、この部分の読み解き方が非常にユニークで、市民としては看板や広告、照明をちゃんとやってくれと言っているのに、個性的なお店が多いことを国立らしさであるというふうに取り扱っていて、すごく楽天的な読み解き方をされていて、私はそうじゃなくて、これをちゃんと市民の考えとして後押しにして、この計画の中で実現していくように後ろのほうにつなげていくべきではないかなという印象を持ちました。それはほかのところでも、やはり国立の市民の方というのは景観に対する意識が高いので、もう少ししっかりやってほしいというような意見が出ているように思うんですけども、それを応援歌としてこういうところに取り扱っていくのがよろしいのかなということが1点です。

それと、少し話が違って来るんですけども、36ページのところで、「周辺に比べ高

さや大きさのある建築物の景観的工夫」というのがあって、これがこの審議会の中でもこれまで個別に指摘をしてきたものに対する受け皿になっているのかなと思って読んでいくと、ここで言っているのは公共施設と大規模団地というような2つの大きなテーマに限定をしていて、商業ビルやマンションのように単体で周辺から突出してしまうような建物を対象にしてないんです。

その観点で、56ページ、57ページの景観づくりの方針図を見ると、やはり大規模団地があるところとか、公共施設がまとまって立地しているところだけを限定的にハッチングをかけていて、駅の周辺だとか、大学通り沿いの部分というのは、そこが抜けてしまっているんです。むしろ、こういう公的なものというのは比較的安全で、単発で出てくるマンション計画のようなものについてきちんと対応できるようになってないといけないのかなという見方をしました。

それに関連して、56ページなんですけど、多分、市民の方はこの丸が何なのか、この軸線が何なのかというのはわかると思うんですけども、僕はなれてないので、3駅と大学通りぐらいはわかるんですけども、それ以外のものが何を指しているかというのがわかりにくいので、できれば大きな拠点ぐらいは名前を入れておいていただくとわかりやすくなるかなというところです。

それともう1個、これは少しテクニカルなところなんですけれども、68ページが届出対象行為になっているんですけども、建築物については規模が決まっています、建築物という定義があるので明快なんですけれども、工作物について言うと、これは建築基準法上の工作物の定義の中から幾つか抜き出して書いていると思うんですけども、例えば、国立はもしかしたらこういう問題というのはあまりないのかと思いますけれども、最近、郊外の都市で景観計画の改定などを行っているところで必ず入れているのは、太陽光発電とか、携帯アンテナの基地局あたりが景観上、非常に問題になることが多いので、そういうものが出てくる可能性がないのかどうかというのを確認する必要があるかもしれないですし、国立の場合で言うと、高速道路もありますし、鉄道もあるので、高架道路とか、高架鉄道とか、橋梁とか、そういうものを届出対象にしなくていいのかということが1つありそうだということと、あと、建築基準法施行令というんですかね、この中では鉄道の軌道について完全に工作物から除外をしているんです。

ただ、事例として、私、港区なんですけれども、新橋駅が大規模な改修をして駅の上に大きな屋根をかけたんですけれども、それが軌道上のものなので、景観の届出対象になってなくて、かなり乱暴なものができてしまって、それを機に、港区がやはり景観計画の改定をして、そういうものも協議の対象になるように届出対象行為というか、協議対象を広げるような書き方をしているんですけども、多分、国立でもそういうことがないことはないかなという気がしていて、工作物について、きちんと整理をして、必要なものは書き足したほうがよいように思います。

福井会長 : 大変重要なお指摘を幾つもありありがとうございました。まず、アンケートの結果、アンケートはそういう意味でいくと、きちんと市民の方の声を聞きながらこれをつくっていくというところの話で、とても重要なコラムだなと思ったんですが、これはすいません、全部で何カ所あるのかもよく覚えていませんけど、計画のほうに受けていますかという言

い方もできますし、ある程度受けるように直してくださいという言い方もできるんですが、受けていますかというところで言うと、お答えいただけることは何かありますか。

事務局 : 受けていますかという質問に対しては、受けていますという回答になると思います。

福井会長 : そうですね。

事務局 : いただいたものを直接的に計画の中に、この意見があったので採用しましたということはなかなか言いづらいんですけども、いろんないただいた意見を踏まえて、計画のほうは反映したと思っております。

田邊委員 : 例えば視点だと、市民意識という、63ページと65ページというのはかなりばっちり対応関係が見てとれるんですけども、それに対して看板類の意見とどこが対応しているのかというのがなかなかわかりにくくて、逆に僕はそういうところが気になったというところなんですけど。

事務局 : 広告物をなくすという回答が多いということに対して、それ以降の文章が必ずしも適切なものとは言えない。

福井会長 : これは直したほうがいいのかもかもしれませんね。

事務局 : 例えば、屋外広告物について、44ページの中ほどに、「富士見通り沿道では～」の中で、「屋外広告物は適切な大きさや色彩とし」というような形で記載をさせていただいておりますのと、あとは実際にこちらのお話については、どちらかというガイドラインの中で実現をしていきたいと考えております。

田邊委員 : わかりました。

福井会長 : おそらく、この16ページの書き方ですね。何か問題じゃないみたいな書き方なので、ここは直してください。

それから、次は結構大きな話で、大規模の話ですね。36ページのところで、方向性6の「周囲に比べ高さや大きさのある建築物の景観的工夫」というのが、わりとコントロールしやすい公共施設とか、大規模団地、つまり勝手にやるよと言わないところに対して書かれていて、実際に問題になることが多いものが除外されているということに関してなんですが、これはどういう経緯、意図なのかということなんです。

事務局 : 除外をした意図は全くなくて、公共施設はしっかり書いておかなければいけないということと、あとは国立市内で大規模な敷地が幾つかあって、それらが今後、再開発みたいな話が出たときに、ここで触れてなくて、話が出たときに初めて市のほうで何らか考えを示すというのは好ましくないだろうということで、あらかじめ記載をしておいたところではあるんですけど、確かにご意見いただきましたように、実際に問題になるのは、こういうものよりは突発的にわりと低い建物で構成された街区の中に、都市計画上可能だからといって、ある日高い建物をつくって、それが問題になるというのは国立の中で繰り返されてきたところでございますので、方向性6の方向性そのものはこういう方向でよろしいかとは思っているんですけども、書き方、書く内容については検討させていただきたいと考えています。

福井会長 : おそらく、黒丸がもう1個つくんでしょうね。

事務局 : そうですね。

福井会長 : そういった突発的なもので周囲と違和感があるようなものは防ぐような形でやります

ということを書いていただければいいかと思います。

事務局 : 承知しました。

福井会長 : それから、56ページの図に基本的な地名みたいな形、これはぜひお願いします。

事務局 : 対応させていただきます。

福井会長 : 書き過ぎるとわけがわからなくなると思うので、調整して記載してください。

事務局 : 承知しました。

福井会長 : それから、68ページの工作物は、確かに今いろんな新しいもののできているので、この計画は第2部なんだっけ。第1部でもここまで書き込むんですね、条例に基づく。

事務局 : これは今回の計画の中で記載をしたというよりは、既に国立市都市景観形成条例の施行規則の中で定まった基準を計画書の中に載せていますというお話なので、こちらを変える場合には、単に計画の中でそういうものを記載するという位置づけだけでは済まない部分もございますので、扱いは要検討になるかと思います。

福井会長 : 今、大変重要なご指摘をいただいたので、物が出てきてからではなくて、あらかじめそういうものが屋外に出る前に検討するように、これは宿題としていただけますか。

事務局 : 承知しました。

喜連委員 : この届出規模の中に携帯基地局等は含まれますか。

事務局 : 携帯電話の基地局については要綱を定めておりまして、市内で設置をする場合に、近隣説明を含めて手続をしていただくようお願いをしております。なので、ここであえて触れなくても、ある程度コントロールは可能だと思います。

福井会長 : わかりました。

喜連委員 : 太陽光発電などは含まれますか。

事務局 : 太陽光発電に関する対処はございません。

喜連委員 : 規則に追加はできないんですか。

事務局 : 規則なので、わかりました、変えましょうと簡単に言えるものではないですけども、しっかり慎重に検討をした上で変更は可能ですし、この本文の中でも見直しを検討しますということで記載をしております。

福井会長 : 今後見直すと書いてありますね。

事務局 : あくまでここで記載しているのは、現行はこうですよということで記載したのになります。

福井会長 : 今後、あまり間を置かずに、検討を進めたほうが良さそうですね。それはご検討ください。

事務局 : 承知しました。

事務局 : 他市の先進事例なども見ながら整理させていただきます。

福井会長 : パチンコ屋などの凄く大きな電飾看板や画面広告などありますが、時々信号よりも明るいぐらいのものがないですか。そこまで行くと、それこそ私権じゃなくて、安全上の問題になってくるので、そういうものは少し考えたほうがいいですよ、そういうものも含めて。ありがとうございました。

ほかにご意見いかがでしょうか。山川委員、お願いします。

山川委員 : 素案のページに沿っていきますね。2ページの序もとても大事だと思うので、じっくり

読んだんですけども、これは提案です。最初のパートのところの「一方で、昭和40年代頃より国立の人口が増え」という、ここの文章を下のほうの「また、国立市内では、国道20号日野バイパスなどが整備され」という前に持ってくると、話の流れがすっきりするように読めたんですよ。少し検討してください。

つまり最初のところは、アンケート調査でもすごくいいところですよ、「この素晴らしい都市と緑を共存した国立の景観は」というふうにすんなり行って、その次のところで、今度は条例がこうなりますよというところから、国立の現状をぼんと言って、これは段落を分けて。それで、そうすると、その下の「このように国立の景観や、取巻く社会状況は大きく変化しています」という文章が生きる気がしました。

ということになると、2番目の緑のタイトルが、国立の中身のことを言っているの、例えば、国立のこれからの景観をつくっていくとか、何かそういう表現にすると、上のほうの表現とパラレルですっきりするかなという。

- 福井会長 : おっしゃるとおりですね。経緯に関することがばらばらと書かれているので。
- 山川委員 : そうですね。すんなりと読めるというふうにしたほうが多分読みやすいと思います。
- 福井会長 : 理念を先にぼんと言った後に経緯を説明するほうがいいということですよ。
- 山川委員 : 理念があって、条例の話があって、国立の現状があって、「このように」と書けるという。
- 福井会長 : おっしゃるとおりかもしれないですね。
- 山川委員 : 最初の緑のところ、1の最後に、「義務があります」と言い切っていることに違和感があって、「あると考える」とか、「あるのではないのでしょうか」と言ったほうが多分、表現として妥当だと思います。
- 福井会長 : そうですね。行政が自分で言う分には構わないですけどね。
- 山川委員 : 気持ちはわかるんですけどね。ただ、ちょっと言い方がそうじゃない、逆にしたほうがいいかもしれない。
- 福井会長 : そうですね。今の趣旨は伝わりましたかね。
- 事務局 : はい、大丈夫でございます。
- 福井会長 : 「一方で」のところの2行を下ブロックの「また」の前ぐらいに持っていくと。
- 山川委員 : そうですね。
- 福井会長 : 前半については、最後、「義務があります」というのをもう少しやわらかい表現にする。緑の文字の2つ目のほうも、これからの景観をつくるというような。
- 山川委員 : そうすると、「国立の」というのが必要になってきますね。
- 福井会長 : はい。「国立の」ということで。別で言うと、さっきタイトルを変えましょうという話がありましたので、1個目の「国立の素晴らしい景観を後世に引き継ぐ」、新しいサブタイトルに変えてください。非常によいご指摘だと思います。よろしいですか。
- 福井会長 : ありがとうございます。他にもご意見ございましたら続けてお願いいたします。
- 山川委員 : 細かいところですが、9ページの地形構造とありますよね。ここで、図のところで「0m北」と書いてあるところは、これは国立の1番北という意味ですよ。
- 福井会長 : ということですが、これはきっとどこかに載っている図ですよ。
- 山川委員 : これが最初、瞬間わからなかったんですよ。例えば、国立駅のところを中心にして、北

と南で書いたほうがすんなり読めるかなと思ったんですよ。

福井会長 : この軸の意味がわからない。

山川委員 : この「0」の意味がわからなかった、瞬間。見てぱっとわかったほうがいいと思うので。

山川委員 : これ、国立市の1番北ということでしょう、多分。

事務局 : 多分これ、すいません、1期の計画のままなんですけど、北北東から南南西に切ったラインがあるので、そうだと思います。その行政境が1番北の端になっていると。

山川委員 : 多分、北の端ですよ。

福井会長 : 5キロぐらいの間にこれが入っているということなのかもしれませんが、このメートルがよくわからんと。

山川委員 : 瞬間わからなかった。1番南側のところには距離が書いてないから、だって、何キロか結局わからない。もう少しわかりやすくしたほうがいいと思います。

それと、この図を見たときに、ちょうど地震のNHKの番組を見ながら見たんですけども、そもそもこの国立の地形構造というページに、ある程度もし入れられたら、結構地盤が強固ですよみたいなことが書いてあると、すごく安心するんですよ。景観とか言っている場合じゃないだろうと。まずこの土地が安全かという疑問も少し湧いてきたので、それは防災とか、そういうことだと思うので、話が飛んじゃうので、ここにさらっと何かそういうことが入ったら、見ていて安心かなと。埼玉県の飯能とかはものすごく地盤が固いんですよ。ああいうことを少し自慢げに、安全ですよということがもし言えたらうれしいなと思いました。

福井会長 : なかなか一概には難しく、多摩川に近い沖積地のところは緩いですよ。

山川委員 : そうそう。こっち側ね。感想です。

それから23ページ真ん中の「地域の潤いやコミュニティの拠点となる身近な公園や緑道」と書いてあるんですけど、これは公園が書いてあるんですけど、野球場とか、テニスコートとか、例えばテニスコートは10面あるんですよ。そういったことのコミュニティの拠点となる場所というのがもう少しあるよというのが言えたらいいかなと、自慢してもいいかなと思ったんです。何かほんとに子供が遊ぶ公園とか、そういうふうなことしか感じとれないので、大人が、実際すごくコミュニティの拠点になっていますので、そういうところをもう少し例示できたらいいかなと思いました。

それから32ページ、6つの方向性とあるところの2番目です。「骨格となるみちのシンボル性の向上」とあるでしょう。ここに安全性というのを入れてほしいと思ったんですよ。というのは、次の34ページの方角性2の最初のところで、「自転車と歩行者が安全に通行し、歩いて楽しめる空間を整えます」ということがあって、今、さくら通りとか整備されていますよね。安全が向上しますよね。歩いて楽しめる、ここに安全という言葉が入っているし、道をつくるときには、やはり安全性というのも視野に入れてますよというのが表に出てくるといいかなと思いました。

私が国立に引っ越してきた理由は、私の両親が2人で並んで年寄りが散歩できる環境ということで気に入ったんですね。そこがこの国立市の1番のいいところだと思うので、そこをもう少し強調したらいいかなと思いました。この34ページの表現は、歩行者と自転車、自転車が先に書いてあるので、これは歩行者を先にすべきだと思うんですね。

順番としては。

それで、少し話が飛ぶんだけど、十分な駐輪場を確保するというのをとてもやってほしいなと思うので、もし入ったらと思います。

あと、最後、61ページ、景観重要資源のところの候補で国立駅舎ってありますよね。駅舎は当然シンボルでいいんですけども、私が国立がすばらしいと思うところは、国立の三角屋根の駅舎と、前のロータリー、ラウンドアバウトですよね。ラウンドアバウトには信号がない。また、その一角に信号がない横断歩道がある。省エネで、みんながお互いの安全を気遣って、車と人が共存していてすばらしいと思うんですよね。ここが私の国立市の景観の1つのポイントだと思うので、もし入ったらそれを入れてほしい。

以上です。

福井会長 : 北島委員、お願いします。

北島委員 : 同じ61ページになりますが、今掲載されている旧本田家住宅は写真が違うと思います。

事務局 : 申しわけございません。認識しております。修正いたします。

北島委員 : わかりました。

福井会長 : ありがとうございます。北島委員、他にも何か全体のことであれば、そのままご発言いただいても結構です。

北島委員 : 山川委員に先に言われてしまったんですけども、ほとんど同じ感じなんですけど、34ページの「安全に通行し」というところと、それから51ページの個別の説明の歴史を感じる景観づくりというところで、骨格となるみちのシンボル性の向上というところで、「甲州街道の再整備にあたっては、歴史的な面影を感じることでできる通りになるよう」というのは、通りが昔のようになるようにという意味にとれるんですけど、安全性ということになると、昔のように歩道が広くて、1車線の道にしましょうという形に帰結するんですか。正直言って、自宅の前の話なので。これはそういう流れになるんですか。要するに今の状況は、歩道が狭くて安全ではないんです。昔のようにとか、歴史の面影という話になると、建物は歴史の面影があるのは理解するんですけど、道路は昔の面影という感じではない、産業道路になっておりますので、市としてはそちらの方向を目指すほうがいいのかと個人的には私は思うんですけど、バイパスもできたということなんですけど、この辺の表現がイメージできない。歴史的な面影を感じることでできる通りになるのというところなんですけれども。

福井会長 : これはおそらく個別の検討、計画に関することなので、あまりここでは踏み込めないかもしれませんが、今、回答することはありますか。

事務局 : ここでうたっているのは、通りそのものの整備というよりは、どちらかという意識しているのは、沿道景観のお話というところで、建物が例えば、甲州街道は建蔽、容積がわりと許容されているところですので、マンションが建つことは当然想定されていくと思うんです。そういうマンションが建ち並ぶときに、単純にマンションが建ちましたということではなくて、ある程度甲州街道、ごめんなさい、道路の話でしたね。

福井会長 : だから、歴史的な面影というのは、昔の道にするということなのか、それともきちんと安全を確保した上で、何か歴史的なものを要素としてなのかどっちなんですかという話

ですよね。

北島委員 : そういうことです。

事務局 : 多分、基準は今のバリアフリーの基準の整備をするんですけど、例えば照明だとか防護柵だとかインターロッキングみたいなのをするのであれば、その色を例えばレンガ系ではなく、ちゃんとした石のグレー系だとかいう落ちついた感じのトーンという思いかなと感じるところなので、そういった意匠の面で、少し配慮していただきたいという思いが込められているということ。

北島委員 : わかりました。主語、述語、目的が、若干前後の文章と照らし合わせるとわかりにくくなっているのかなというところがありますので。

福井会長 : わかりました。ありがとうございました。全般にですけど、景観をもととの道の設計と切り離すところということになりがちなんですよね。基本設計しました、後で色の調整をしますとか、材料を調整しますということになってしまうので、ほんとうにやる時には、基本的な使い勝手といいますか、安全性と快適性と、いわゆる仕上げみたいなものは同時に検討しなきゃいけないんですけども、それが見えにくくなってしまっているのは残念かもしれません。それは誤解を招かないところで、少し表現を変えていただければと思います。ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

山川委員 : 36ページの一番下に「大規模団地を中心としたまちづくりを行う際には」と書いてあるんですけども、これをぱっと読んだときに、大規模団地をまたつくるのかなと思ったんですよ。これは多分、再開発ですよね。「再開発など」と書いたほうが、あの団地の再開発は相当関心があるので、あそこをものすごくきれいに、減築も含めてできたらすばらしいと思うので、「再開発等」というほうがいい。

福井会長 : 大規模団地はもうつくる場所がないですよね。

事務局 : 新規は想定しにくいかなと思います。

福井会長 : その辺は読めるようにしていただきたいと思います。ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

喜連委員 : 細かいことになりますが、先ほどの68ページで、これは規則の転載なので、ここでは関係ないかもわかりませんが、大規模行為の届け出規模の広告物というところの欄なんですけど、「表示は面積25平方メートル」と書いてありますよね。それから、3行目に「又は表示面積25平方メートル」、どこか途中で文章があって、要約したからこうなったと思いますが、これはどういうふうに解釈すればいいのでしょうか。

事務局 : 条例の文言が省略した関係でわかりにくくなっておりますが、広告物の表示面積は25平方メートル以上、掲出する物件については、地盤面から広告物の上端までの高さが10メートル以上又は表示面積が25平方メートル以上のものが届出規模になります。

福井会長 : わかるように直してください。

事務局 : 承知しました。

福井会長 : ありがとうございました。

喜連委員 : それから、これは質問になりますが、67ページで建築協定が変更・廃止の要件とし

て、協定者の過半数から全員の合意に変わったというのは、法令で定められているんでしょうか。市の独自の条例等で定めているのでしょうか。変更の場合が全員の合意で、廃止の場合が過半数という解釈でいいということですよ。

事務局 : これは市の基準ではなくて、法律に定まった基準です。

喜連委員 : わかりました。もう1点、目指す方向性の中で、いろいろ具体的にこういうふうにやりますというのが出てくるんですけども、文章のそれぞれのトーンから言えば、やむを得ないかもしれませんが、例えば「目指します」、「取り組みます」、「期待します」、「推進します」とかいろんな表現になりますよね。これはこの計画をどこまで熱意を持ってみんなに啓蒙していこうというか、そういう1つのあらわれと考えたときに、それぞれ実現可能性というか、目標とする力の入れぐあいが違うと考えてよろしいのでしょうか。

それから、主語がはっきりしないところがあるんですよ。例えば、43ページなんか見ると、東・中・西地域の目指す方向性というのがあるんですが、丸ポチの1つ目は「保全します」だから、積極姿勢、誰かがやるんですが、2番目は「佇まいのある景観を形成します」となると、これは自然に任せるということになる。誰がどういうふうになりにそこを及ぼしていきながらやるかという流れがわからないんですよ。

事務局 : このご指摘に限ったお話ではないかと思っただけなんですけれども、計画書全般を見渡したときに主語が欠落しているかなと思われる文章が方々で見られますので、そこにつきましては、これから市のほうでも再度整理をさせていただきます、わかりやすい表現に修正をしていきたいと考えております。

喜連委員 : 先ほどの「目指します」とか、そういう結びの文章は、特にそれによって差があるわけではないということですよね。

事務局 : そこはちょっと含みがありますので、市の実際にできるということとか、やりたいということとか、その辺は含んだものがございます。

喜連委員 : そういう意味では、方向にしないで方向性に行っているのもそういう意味ですか。180度オーケーにしているのか、多少鋭角的に絞るのか。

方向ではまずいいですね。要はこの計画を、できるだけみんながそういう方向に行こうよという姿勢を感じるか感じないかということなんですよ。

事務局 : 最後の末尾の書き方については、今お話ありましたように、実現性みたいなところとか、市の思い、熱量みたいなものも当然含んではいるんですけども、例えば市民の方にもどうしてもお願いせざるを得ないような項目があるかと思うんですけど、そこについては言葉を選ぶというか、もう少し語りかけるような言葉にしたいなと思っています。ここで具体的にこうします、ああしますとはなかなか言えないんですけども、例えば三鷹市さんなんかは、この中では市民に取り組んでいただきたいことについてすごく上手な表現をされていたので、そういう表現については取り入れていきたいなと考えております。

福井会長 : どうぞ。

北島委員 : だんだん景観の話からずれてきちゃって、すいません。この基本計画で、40ページに北大通りについて出ているんですけども、例えばここが国立駅から直結していないという状況ですよ。そうすると、国分寺市として協力してとか、協議してとかいうのを入

れたほうが、まちづくりとして考えた場合に、景観も含めてなんですけれども、これは74ページには書いてあるんですけど、隣接市との連携とかがあるので、そこまで読み込むとそれが見えてくるんですが、ここの部分だけ読み込むと、ここにも書いてもいいのかなとか、あと、それから、41、42の北と東・中・西の地域の中央線高架化によってある程度一体化の、要するにまちとしての景観も連続性が発生するんじゃないかなと思いましたので、地域同士の交流の促進とか、43ページの東・中・西地域の目指す方向性の4つ目のところに1行だけ、「国立駅周辺は、北地域と一体的なにぎわいのある景観づくりを推進し」という言葉が出ているだけなので、それも駅前と富士見通りと一緒に言葉になっちゃっているんで、せっかく高架化している事実は既にあるわけなので、その辺のところは、高架化して、それが景観としてどうなのかというのは別ですけど、まちのにぎわいとかいう形で表現しているところを考えると、もう少し「一体的なにぎわいのある景観づくりを推進し」というのを膨らませてもいいのかなという感覚はあります。それから、「富士見通りからの眺望を活かした景観づくり」は電線地下化の話ですか。

事務局 : 電線地下化の話も含んでおりますし、富士山が見えるということも含んでおります。

北島委員 : なるほど。具体的に書いたほうがよろしいかもしれない。書きにくいのかもかもしれませんけど。

43ページのところです。東・中・西地域の目指す方向性のところで、そこでやっと「北地域と一体的なにぎわいのある景観づくり」という言葉があって、北のところになんかそれがたしかなかったと思うんですよ。あ、あるか。40ページのポチ3番目にありますね、玄関口としてというところで。読み込みが足りなくて、失礼しました。同様な表現がありました。

福井会長 : ご指摘としては、隣接する市との連携みたいなものも、もう少しその場書き込んだほうがわかりやすいんじゃないかということでしたので、少し書き加えたほうがわかりやすいかもしれません。

あとはよろしいですか。大木委員、お願いします。

大木委員 : 33ページに将来像のイラストがあって、前回ご指摘をさせていただいたところで、全体の感じがわかるように描いていただいたかと思いますが既存の状況を描いているように見えて、将来を描いているのかわかりづらいと思いました。要するに表現としてもう少し将来像を具体的に描いてもいいのではないかなと思います。現状のイラストは今の国立と何が違うのと言われたときに、現状保存のニュアンスが中心で、引き継ぐところまでしか描いていない。先ほどの話にもありましたが、育てていくとか、いいものは伸ばしていくというところの意思を表現した方が良くないかなと思います。

それから、それと関連してなんですけど、今後、富士見台地域の団地が何かしら建てかわっていくということを想定すると、そこをもう少し重点的に描いておく必要があるのかなと思います。

47ページに富士見台地域の目指す方向性が書かれていて、今の写真が張られていますが、こういうケヤキの立派な木をどれくらい残していけるかというところが、大きな要素になってくるんじゃないかなと思います。方針の中で「団地内に残されたみどりなどまとまって残されている樹林地を保全し」と書かれてはいるんですけど、もう少し位

置づけが高いところに書いた方が良いのではないかと思います。通常の開発だとこのような立派な既存樹がかなり切られることになってしまうと思うのですが、こういう豊かな緑があるということは開発としても非常に魅力的なことは間違いないと思うので、それを生かす開発をしていただきたいというスタンスを市として見せておいたほうがいいかなと思います。

福井会長 : そうですね。そうじゃないと、先に事業として成り立つかどうかで決めてきて、その中でどれだけ樹木を残せるかという話になってしまうと、かなり後手というか。

大木委員 : そうなんですよね。結局敷地の隅の木しか残らないというのがよくある話なので、そうじゃなくて、この場合は木を残すことありきに開発を考えていただくというふうにした方がいいんじゃないかなと思います。

福井会長 : その辺はいかがですか。大木委員の趣旨は、もっと攻めろという。

大木委員 : もっと攻めたほうがいい。

事務局 : 攻めろという趣旨はその上でどういった記載ができるかというのは検討させてもらいたいと思います。

福井会長 : どうぞ。

北島委員 : 同じ攻めろという意味では、47ページ、同じページですけど、1番下の丸ポツのシンボル性の高い空間、「さくら通りの再整備にあたっては」というところで、「サクラ・イチョウ並木を維持、更新し」としたほうがいいんじゃないですか。

福井会長 : そうですね。

北島委員 : 「維持し」だと蒸し返しになる可能性がある。「維持し」じゃなきゃだめなの？

事務局 : 維持というのは並木を維持するので、桜は桜に植えますよという意味合いが含まれていまして、ナーバスなところがあるので、「更新」という言葉はできれば避けさせていただければと。そこに意味は含まれています。

北島委員 : なるほど。さらに深い意味があるんですね。

事務局 : 保全という言葉だったんですけど、保全ということはそのまま残すととられちゃうので、並木を維持するということで、桜とイチョウは配置していきますよと。なので、これ以上、今おっしゃっている意味合いは理解するんですけども。

北島委員 : わかりました。デリケートなところを突っ込んで、すいません。

福井会長 : 私も他の自治体でデリケートな話によく出会います。更新しようと思ったら生き物を切るということになっちゃうわけですけど、そもそも人間が植えたものなので、植えたものは適切に更新をしなくちゃいけないのは間違いないですよ。切ることに非常に反感というか、抵抗感を示す方がいらっしゃるんですが、それは最終的には住民の安全にもかかわってきます。これは計画的にきちんと更新をやらなきゃいけないというのは、ちゃんと強く言うておかないといけない。後で倒木事故が起こってしまうと責任問題になりますので、これはちゃんとやっておいていただきたいなと思います。この表現としてはしようがないところがあるかもしれませんが。ありがとうございました。

攻める話なんですけど、33ページのイラストについては、やわらかい感じで確かにいいんですけど、おっしゃるとおり、今の状況を何となく漫画チックに示しただけなんですけど、その辺をもう少し更新される状況とかいうのは、このレベルの絵ですから、そんな

にできるかわからないので、もう少し描くことができたらいいですね。これはこんな感じなんですか。今日、倉本委員はいませんけど、もう少し河川が多自然になっているとか、コンクリートで固めた段々じゃないだろうという気もしますし、町並みにしても。

大木委員 : 国立駅のロータリーの両側にあるビルは今あるんですか。

喜連委員 : ないですね。大和証券とか、あることはあります。

福井会長 : これは特定のビルじゃないでしょう。

事務局 : 特定の建物を意図したわけではなくて、イメージとして描かせていただきました。

福井会長 : 何か北大通りが立派になっているとかないんですか。今よりも立派になっている感じがあるといいですね、せめて公共事業だけでも。だから、民間とか持ち主がいるやつを変えるのはなかなか難しいかもしれませんが、描ける範囲で、それも少し検討していただけますか。

事務局 : 1つだけ、URの団地の建て替えの話があったんですけども、非常にこれはナーバスな、担当部署が自治体のほうと継続して話し合っておりますが、なかなか長くお住まいの方々に関しては、まだ現時点で、建て替えという言葉そのもののがかなり抵抗感のある言葉なので、例えばこの中で今ある団地を建て替える構想になっているみたいな絵を入れることは、今の時点では刺激が強過ぎるかなという部分が1つあります。

福井会長 : それは仕方ないんじゃないですか。

大木委員 : もっと緑を大きく描いてしまうとか。

福井会長 : あと、この絵で前に気がついたんですけど、植えた樹木ともとからある崖線の樹木が同じ表現なので、これは並木と樹林は違うぞと倉本先生はおっしゃるんじゃないかなと思いますので、だから、斜面の樹林はちゃんと樹林らしく描いてほしいなというのは僕の希望です。

大木委員 : さくら通りも桜にしていないのは、何か理由があるのですか。いろいろ事情もあるかもしれませんが、できるだけ夢のある表現にしていきたいと思います。

福井会長 : ご意見を酌んで、少しでもできる範囲で修正をお願いします。

ほかにいかがでしょうか。大体よろしいですか。たくさんご意見をいただきまして、個別には申し上げませんが、その都度その都度、ちゃんと対応いただきましたので、できることについてはご対応いただくということでまとめていただければと思っております。

全体のことでまとめますと、景観計画については、計画名称は「国立市景観づくり基本計画」というのはいいけれども、副題を少し変えてくださいという話がありました。それから、景観の定義については、文言でちゃんとやっていただいて、図がやや私権の制限的な部分が大きいので、そこは丁寧に記載をしていただきたいということでありました。それから、景観資源の5つの分け方については、基本的にはこれでいいだろうということでしたけれども、少し表現については修正する部分もございました。その他の意見はたくさんあったので、すいません、繰り返しませんけれども、個別に直せるところは直していただきたいということでもありますので、後でご対応をよろしくお願いいたします。

これで議題1の景観計画の素案に関する報告を終了いたします。

続きまして、議題2、その他ですけれども、事務局のほうで何かございますでしょうか。

事務局 : それでは、事務局からの連絡でございますけれども、1点ございます。今後の審議会の予定についてでございます。次回の審議会でございますけれども、以前にご案内させていただきましたように、2月13日の10時より、市役所3階第1・2会議室で開催予定となっております。議案につきましては、現在のところ、本日ご審議いただきました景観づくり基本計画につきまして、諮問をさせていただき予定となっております。それと、まだ未定ではあるんですけれども、もし都合が合えばということで、この審議会の終わった後になるかなと思っているんですけれども、国立駅舎、旧駅舎が完成する時期となっておりますので、調整がつけば見学を企画したいと考えております。

それと、同じく審議会の予定ということで、来年度以降の審議会の予定なんですけれども、実は昨年度、本年度と不定期で開催させていただきまして、審議会の間が極端にあいてしまうとか、あるいは今回のように立て続けに開催してしまうということで、委員の皆様にはかなりご迷惑をおかけするような状況となりましたので、来年度につきましては、審議会が始まった当初と同じように、2カ月おきの開催となるような年間計画を立てて開催したいと考えております。とはいえ、来年度のスケジュールにつきましては、現時点でまだよくわからない方もいらっしゃるかと思いますので、まず、4月の審議会については年明けぐらいで1度調整させていただきまして、それ以降の審議会のスケジュールについては、2月後半から調整させていただければと思います。

それと、すいません、次回の2月13日の審議会なんですが、実は現時点であまり出席状況が芳しくなくて、開催が危うい状況ですので、できましたら都合が悪い方につきましても、何とかご都合をつけてご出席いただければと思います。

事務局からは以上となります。

福井会長 : ありがとうございます。2月13日は、できればご出席をよろしく願いいたします。

そのほか、委員の皆様から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議事は全て終了いたしましたので、これをもちまして、閉会といたします。本日はどうもありがとうございました。

(午後8時29分)以上